

東北域内周遊促進プロモーション業務 仕様書

1 委託業務名

東北域内周遊促進プロモーション業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏等との行き来や長距離の移動を伴う旅行が懸念される中、東北域内の周遊という新たな観光需要の掘り起こしにつなげるため、東北域内に特化した旅行商品のプロモーションを行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月15日（月）まで

4 業務内容

(1) キャンペーン名称

- ①東北域内の周遊観光を促進するキャンペーン名称を提案すること。
- ②名称は未発表のもので、使用に関する権利等に関して問題がないものとする。

(2) 特設ウェブサイトの構築及び更新作業等の運営管理

- ①別に仙台市が選定する「東北域内周遊促進補助金」対象旅行商品をまとめて紹介する特設ウェブサイトを構築すること。
- ②特設ウェブサイトでは、旅行商品の概要（商品名、料金、行程、イメージ写真等）を紹介し、詳細については、各旅行商品を取り扱う旅行業者のウェブサイト等に誘導すること。
- ③掲載する旅行商品の概要に関する情報を収集すること。効率よく収集するため、ヒアリングシート等を設定すること。
- ④掲載する旅行商品の件数は600件で、内訳は以下のとおりを想定している。
 - 仙台発着・東北域内（宮城県を除く）行き商品：400件（各県80件）
 - 〔内訳〕 ・個人旅行：宿泊 220件／日帰り 100件
 - ・団体旅行：宿泊 20件／日帰り 60件
 - 東北域内（宮城県を除く）発着・仙台行き商品：200件（各県40件）
 - 〔内訳〕 ・個人旅行：宿泊 110件／日帰り 50件
 - ・団体旅行：宿泊 10件／日帰り 30件
- ⑤特設ウェブサイトでは、各旅行商品の発地や着地、時期等から検索できるようにすること。
- ⑥新規ドメインを取得すること。
- ⑦特設ウェブサイトの開設期間は、令和2年9月10日（予定）から令和3年2月26日までとする。
- ⑧契約期間中、旅行商品の追加や販売期間終了時の削除など、随時更新を行うこと。

(3) 広報

- ①特設ウェブサイトへの誘導施策を実施すること。
- ②東北域内在住者への訴求が期待できる媒体及び手法を提案の上で実施すること。

(4) プロモーション事務局の設置及び運営

契約期間中、本業務に関する問い合わせ等に対応するため、本業務受託者内において事務局を設置すること。

(5) 報告書の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

形式：A4

納入期限：令和3年3月15日（月）

※上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

7 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。